

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ
東方共和国との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	適用範囲	一
3	内国民待遇	一
4	最恵国待遇	一
5	待遇に関する最低限度の基準	二
6	その他の義務	二
7	裁判所の裁判を受ける権利	二
8	特定措置の履行要求	二
9	経営幹部及び取締役会	二
10	適合しない措置	二
11	透明性	三
12	特別な手続及び情報の要求	三
13	公衆による意見提出の手続	三
14	腐敗行為の防止に関する措置	三
15	投資家の入国、滞在及び居住	三

16	収用及び補償	三
17	争乱からの保護	四
18	代位	四
19	資金の移転	四
20	両締約国間の紛争の解決	四
21	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	四
22	一般的例外及び安全保障のための例外	四
23	一時的なセーフガード措置	五
24	知的財産権	五
25	租税に係る課税措置	五
26	合同委員会	五
27	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	五
28	利益の否認	五
29	見出し	六
30	見直し	六
31	最終規定	六
32	附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ	六
33	附属書Ⅲ	七
34	附属書Ⅳ	七
三	協定の実施のための国内措置	七

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十四年（二十二年）十一月に日本国とウルグアイ東方共和国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同年十二月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十七年（二十五年）一月二十六日にモンテビデオにおいて、我が方方ウルグアイ田中大使と先方ポルト外務大臣代行との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」、「区域」等について定義している（第一条）。

2 適用範囲

この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産等に関するものについて適用すること等を規定している（第二条）。

3 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨規定している（第三条）。

4 最恵国待遇

- 5 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨規定している（第四条）。
- 5 待遇に関する最低限度の基準
- 5 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える旨規定している（第五条）。
- 6 その他の義務
- 6 一方の締約国は、他方の締約国の投資家等との間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う旨規定している（第六条）。
- 7 裁判所の裁判を受ける権利
- 7 一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨規定している（第七条）。
- 8 特定措置の履行要求
- 8 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない旨規定している（第八条）。
- 9 経営幹部及び取締役会
- 9 いずれの一方の締約国も、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができないこと等について規定している（第九条）。
- 10 適合しない措置
- 10 附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義務が課されること、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されないこと、一方の締約国が附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載された分野等に関する新

たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、そのような改正若しくは修正又は措置の詳細な情報を他方の締約国に可能な限り通報すること等について規定している（第十条）。

11 透明性

各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について規定している（第十条）。

12 特別な手続及び情報の要求

第三条（内国民待遇）のいかなる規定も、一方の締約国が自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資活動に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等について規定している（第十二条）。

13 公衆による意見提出の手続

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨規定している（第十三条）。

14 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第十四条）。

15 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第十五条）。

16 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十六条）

17 争乱からの保護

一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等について規定している（第十七条）。

18 代位

自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について規定している（第十八条）。

19 資金の移転

一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について規定している（第十九条）。

20 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等について規定している（第二十条）。

21 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第二十一条）。

22 一般的例外及び安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公の秩序の維持、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない旨規定している（第二十二条）。

23 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第三条（内国民待遇）の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十九条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨規定している（第二十三条）。

24 知的財産権

両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与えること等について規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。（第二十四条）

25 租税に係る課税措置

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する旨規定している。また、第十六条（収用及び補償）の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用すること等について規定している。（第二十五条）

26 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する旨規定している（第二十六条）。

27 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える旨規定している（第二十七条）。

28 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支

配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができ旨規定している（第二十八条）。

29 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨規定している（第二十九条）。

30 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方において、投資環境の可能な改善のためこの協定の見直しを行うことができること等について規定している（第三十条）。

31 最終規定

この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する旨規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。（第三十一条）

32 附属書 I 及び附属書 II

第十条の規定に従い、第三条（内国民待遇）、第四条（最恵国待遇）、第八条（特定措置の履行要求）及び第九条（経営幹部及び取締役会）により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について規定している（附属書 I 及び附属書 II）。その概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による留保

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業及び上水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っている（附属書 I）。また、全ての分野において、三の将来の措置

(公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等のみ認められている特定の活動及び補助金)に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業及び土地取引に関する事項の分野において、六の将来の措置に関する留保を行っている(附属書II)。

(2) ウルグアイ東方共和国による留保

漁業、通信、初等教育及び中等教育サービス、高等教育サービス、鉱業、鉄道輸送サービス、道路交通サービス、海上交通サービス及び補助的なサービス、航空サービス、航空写真サービス及び農業上の運航サービス並びに金融サービスの分野において、十五の現行の措置に関する留保を行っている(附属書I)。また、全ての分野において、五の将来の措置(少数民族に権利又は特惠を与える措置、既存の公的企業において保有される持分の移転又は処分、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対して異なる待遇を与える措置、国境保安地帯の設立に向けた措置及び補助金)に関する留保を行っているほか、道路等のサービス及び基盤、燃料及びその関連製品の流通サービス、郵便サービス、社会サービス、伝統的な行事及び祭典、鉄道輸送及び補助的なサービス、地上輸送、財政、通信並びに農村の財産及び農業開発の分野において、十の将来の措置に関する留保を行っている(附属書II)。

33 附属書III

収用に係る第十六条の解釈基準等について規定している(附属書III)。

34 附属書IV

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられないこと等について規定している(附属書IV)。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

